

添付資料 INDEX

1	告訴人陳述書 平成24年5月2日
2	交通事故証明書
3	登録事項等証明書
4	ご通知 平成23年3月23日
5	調停申立書 2011年6月27日
6	訴状2012年02月10日
7	訴状2012年02月1日
8	自動車保険契約内容表
9	高崎簡易裁判所判決
10	ご通知 2012年8月23日

事件番号 平成 24 年（ハ）第 128 号

乙第 20 号証の 1

事件名 損害賠償請求事件

平成 24 年 5 月 2 日作成

高崎簡易裁判所第 1 係 御中

氏名 反訴原告

陳 述 書

この事件の経緯等は以下のとおりである。

第 1 発生事故と損害の起因等

1 発生事故

- 発生日時 平成 23 年 2 月 20 日午後 5 時 8 分ころ
- 発生場所 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬県道 10 号線
前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- 反訴被告 井 陣 氏が運転する 車両番号 高崎 330
800 （甲車）が 反訴原告 が所有し 訴外
が運転する車両番号 高崎 （乙車）に後方から追
突した事故。

2 事故の起因、状況

- 前方赤信号で第 1 通行帯に停車中の甲車が、進行方向前方の安全確認を怠り 前方に存在する乙車の存在を無視して 右側コンビニエンスストアに向けて停車状態から交差点右折車線 第 2 通行帯を横切り右折発進したことに起因する。
- 甲車発進時、右折用第 2 通行帯を右折のため徐行進行し、通過を完了した乙車の左後部端部に斜め後方から追突し

乙第 20 号証の 2

た。

3 反訴原告の損害

(1) 反訴原告の損害額は 44 万 1920 円である

内訳	ア	車両破損損失修理代	153,330 円
	イ	不稼動時代替車両使用料	75,600 円
	ウ	内容証明他費用	32,990 円
	エ	損失費用	180,000 円

(2) 本事故の処理に対する対応、過失割合

ア 事故処理

本事故発生時 反訴被告は任意自動車保険を適用した処理を企てたが、日本興亜損害保険(株)代理店 我喜 氏の説明に依れば「平成 22 年 12 月 21 日車両登録後事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、付保車両切替期限を超過し反訴被告の車両の任意保険は失効した。」このため反訴被告 井陣氏側と日本興亜損保(株)間での自動車保険に関する係争が 1 ヶ月以上継続した。

乙車修理時、適用保険会社の同意なき修理は不払理由となるため反訴原告車両の修理が遅延し不稼動損失、二次損失が発生・拡大した。

反訴被告と日本興亜損保(株)間での係争中、日本興亜損保(株)側は乙車の不稼動損を最小にするための対応に反訴原告と合意したが、合意事項は全て無視され、破られた。

イ 事故過失割合

本件は混雑交差点付近における反訴被告の交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり反訴被告の過失割合が 10 (100%) である。

乙第 20 号証の 3

また、反訴被告訴訟代理人 崎幸 弁護士らの主張は 発生場所、
車両の走行道路、事故の状況等 架空である。

ウ 損失費用等の拡大

損失費用等については反訴被告、日本興亜損保(株)および代理人に対し反訴原告より最小化のための善意の連絡を繰返したが、反訴被告と日本興亜損保(株)間の係争による対応遅延で反訴原告の損失最小化の提案は無視され損失が拡大した。反訴原告 所有車両の修理対応は適正に有効な自動車保険が付保されていれば 3日～4日以内で修理、自動車保険による事故処理全てが完了する程度の軽微なものである。

第 2 反訴被告と日本興亜損保(株)間係争収束後の対応

1. 2011年3月11日 日本興亜損害保険(株)からの連絡

「保険会社側の考えを文書で提示する」との口頭事前電話連絡があり 2011年3月11日付けの「御連絡」表題の文書が送付された。

担当が 我喜 氏、 瀬良 氏から 林 敦氏に変更され下田が「解決策を提示されたい」と話したことに趣旨かすり替えられていた。既に、交渉は終結しており後は支払いを待つ状態である。

2. 損害負担に関する自由意志に基づく合意

被害車両修理費用及び下記損失費用は反訴原告 と
当該時点での反訴被告代理人・日本興亜損保(株) 群馬損害保険センター 瀬良 氏間で平成 23年 3月 8日に反訴被告側が
全額支払う協議・合意が対応遅延に対する謝罪と同時に完了

乙第 20 号証の 4

している。

(ア) 不稼動時代替車両使用料	75,600 円
(イ) 内容証明他費用	32,990 円
(ウ) 損失費用	180,000 円

3. 日本興亜損保からの連絡と の対応

日本興亜損保からは上記合意を覆し、 に不利な、振出からの交渉を要求する書面が平成 23 年 3 月 22 日、平成 23 年 3 月 28 日、平成 23 年 4 月 4 日、平成 23 年 4 月 12 日、平成 23 年 4 月 18 日、平成 23 年 4 月 26 日 の計 6 回送付された、いずれも「損害負担に関する自由意志に基づく合意」を無視するものであった。最終の平成 23 年 4 月 26 日書面に委任弁護士起用の通知があった。

日本興亜損保からの連絡に対し からは、迅速に事故後の状況、経緯を明記し合意の履行を求めた回答書を 2011/03/27、2011/04/02、2011/04/09、2011/04/17、2011/04/24 の 5 回送付し迅速に対応している。(甲第 4 号証)

第 3 反訴被告代理人 崎弁護士への対応

(1) ご通知（受任のご挨拶）表題文書送付 2011 年 4 月 28 日

送付された文書で 崎弁護士は反訴原告 所有の乙車が、前方で車線変更した甲車に追突した、と事故内容をすり替え、

車の過失割合 30 と主張し、損害負担に関する自由意志に基づく合意も無視した主張を展開した。

(崎弁護士主張は 運転の乙車が 井陣氏が運転する先行車両甲車に追突した 前後関係が逆転した架空の事故である。)

乙第 20 号証の 5

(2) ご通知 表題文書送付 2011 年 5 月 20 日

送付された文書で 崎弁護士は「任意保険の有効性確認に時間がかかる---」世間常識からは乖離した主張を展開し、高崎簡易裁判所調停申立ての通知をしてきた。自動車保険の有効性は保険証に保険会社が全て保険契約に基づき明記している。

(3) の上記連絡に対する対応

2011 年 5 月 08 日、2011 年 5 月 30 日付けの 2 書面でこれまでの経緯を確認説明し、合理的な対応要求を行った。(甲第 4 号証)

第 4 高崎簡易裁判所 調停他

1. 期日呼出状

平成 23 年 7 月 1 日 事件番号 平成 23 年 () 第 36 号

債務額確定調停事件 申立人 井哲 他 1 名

が高崎簡易裁判所から送付された。

2. の対応

期日呼出状の指示通り対応し担当判事、調停委員との協議を開始したが、調停申立書の「関係車両所有者 井哲」記載が虚偽記載であり、記載内容も事故が 従来からの 車 (乙車が) 甲車に追突する虚偽主張、更に追加送付 第 7 号証 に記載された事故発生場所が 300m 変位し、両車両の走行方向が 90 度ずれる等 社会常識から逸脱した内容の為 担当判事、調停委員各位 に説明し調停の終結をお願いした。調停申立書は保険会社が間違えるはずの無い車両所有者をすり替えた偽計によるものであり、裁判所の調停制度を悪用して自らの主張を被害者に押付ける事を意図した内容である。

事故車両の所有権を偽り甲側と乙側が結んだ調停書の有効性に問題があり、第三者に対抗できないことを日本興亜損害保険(株)、代理人

乙第 20 号証の 6

崎弁護士は当然認識している。

第 5 求償金請求事件の訴状

更に、事件番号 平成 24 年（ハ）第 108 号 求償金請求事件の訴状はこの上記偽計をそのまま踏襲したものである。

第 6 結言

1. 事故責任、

本事故の過失責任は追突加害者である反訴被告 井陣氏 100%であることは証拠資料から鮮明であり車両修理費の損害賠償を求めるとともに、 と 2011 年 3 月 8 日 時点での反訴被告代理人・日本興亜損保(株) 群馬損害保険センター 瀬良氏間での反訴被告側が全額支払う協議・自由意志に基づく合意による支払いの履行を求めたく、裁判長の判決をお願い致します。

2. 交通事故証明書

〒

639

交通事故証明書

申請者

住所

氏名

兼

乙第一号証

事故照会番号	高崎署 第1169号	甲・ <input checked="" type="radio"/> 乙・	との続柄	<input checked="" type="radio"/> 本人	・	代理人						
発生日時	平成23年 2月20日 午後 5時 8分ころ											
発生場所	群馬県高崎市棟高町1868-11											
甲	住所	群馬県高崎市 (〒)				備考 甲・乙以外の当事者 無						
	フリガナ氏名	イジン 井 陣	生年 月日	平成 男								
	車種	自家用 普通乗用自動車	車両 番号	高崎330	800							
	自賠償 保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害 保険	証明書 番号	EK24139662								
	事故時の 状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・ 歩行・その他										
乙	住所	群馬県 (〒)										
	フリガナ氏名		生年 月日									
	車種	自家用 普通乗用自動車	車両 番号	高崎500								
	自賠償 保険関係	有り 東京海上日動火災	証明書 番号	2L4057830								
	事故時の 状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・ 歩行・その他										
事故類型	人対 車両	車両相互					車両単独				踏 切	不・ 調 査 中
		正面 衝突	側面 衝突	出 衝 合 い 頭 突	接 触	○ 追 突	そ の 他	転 倒	路 外 逸 脱	衝 突		
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 平成 23年 3月 11日 自動車安全運転センター						群馬県事務所長						
証明番号	000639			照合記録簿の種別	物件事故							

番号 00228

登録事項等証明書

現在記録

車台番号

号

UZS171-0004295

高崎 330

800

所有者の氏名又は名称

井陣

所有者の住所

群馬県高崎市

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置

[10501 0538]

登録年月日 / 交付年月日

平成 22年 12月 21日

初度登録年月

平成 11年 11月

車名

トヨタ 型式 11941 原動機の型式

GH-UZS171

1UZ

自動車の種別

用途

車体の形状

普通

乗用

自家用

箱型

[001]

総排気量又は定格出力

燃料の種類

型式指定番号

3.96 L

ガソリン

10336

乗車定員

最大積載量

車両総重量

5人

-kg

1710kg

長さ

幅

前後軸重

490cm

高さ

前後軸重

179cm

145cm

前後軸重

有効期間の終了する日

請求に係る自動車の登録番号又は車台番号

1985kg

平成 24年 12月 20日

930kg

780kg

高崎 330

800

備考

[群馬]、詳細登録証明
[21年度税制]平成22年12月21日 新規登録 受検済み
[走行距離計表示値]66,600km (平成22年12月21日)
[旧走行距離計表示値]59,900km (平成20年9月25日)
以下余白

3. 登録事項等証明書

裏面もご覧下さい。



平成 23年 8月 15日

上記の通り相違ないことを証明します。

群馬運輸支局長

登録事項等証明書 保存記録

自動車登録番号	登録の種別	項目名	登録事項等の内容
高崎 330	800	UZS171-0004295	
平成11年11月8日	新規登録	受理番号	00075
		登録番号	熊
		所有者氏名	野
		所有者住所	埼
		使用者氏名	*****
		使用者住所	*****
		使用の本拠の位置	*****
平成16年9月1日	移転登録	受理番号	004
		所有者氏名	塚
		所有者住所	埼玉県
		使用者氏名	*****
		使用者住所	*****
		使用の本拠の位置	*****
平成16年9月27日	移転登録	受理番号	00056
		登録番号	群馬300
		所有者氏名	株式会社
		所有者住所	群馬県高崎
		使用者氏名	*****
		使用者住所	*****
		使用の本拠の位置	*****
平成16年10月4日	番号変更	受理番号	00431
		登録番号	群馬3
平成16年10月27日	移転登録	受理番号	012
		所有者氏名	下
		所有者住所	群馬県
		使用者氏名	*****
		使用者住所	*****
		使用の本拠の位置	*****
平成22年12月6日	移転登録	受理番号	00959

-3 [10811 0560]

[38624]
538 [38624]



裏面もご覧下さい。

番号 00228

登録事項等証明書 保存記録

(2/2)

自動車登録番号

高崎 330

登録年月日

800

登録の種類

UZS171-0004295

項目名

登録番号 高崎39

登録事項等の内容

所有者氏名

所有者住所

使用者氏名

使用者住所

使用の本拠の位置

受理番号

受理番号

以下余白

[38624]

株式会社

群馬県高

00960

01479

以下余白

平成22年12月6日 一時抹消登録

平成22年12月21日 新規登録

平成23年 8月 15日

群馬運輸支局長
群馬県庁

平成 23.年 3 月 22 日

370-
群馬県

様

〒371-0023
群馬県前橋市本町2丁目11番2号
富士オートビル7階
日本興亜損害保険株式会社
群馬損害サービスセンター
林 敦
TEL 027-221-1143
FAX 027-223-0315

ご連絡

前略失礼いたします。

去る平成23年2月20日、様と井陣氏との間で発生しました交通事故の件でご連絡申し上げます。

私は、この件の解決を井陣氏より委任されました保険会社の担当で、今後は私が窓口になりますのでよろしくお願いいたします。

本日のお電話の中で、様より「解決案を提示されたい」旨のお話をいただいておりますが、解決案を提示するためには、事故の状況を把握する必要がありますと考えております。井氏からは詳しくお話を聞いておりますが、様のお話をまだお聞かせいただいております。つきましては、様のお話をお聞かせいただきたく、ご本人様か、あるいは、もし任意保険にご加入されていたらその保険会社の方のどちらかからご連絡をいただけませんか。お話をよくお聞きした上で、当方が考える解決案をご提示させていただきたく存じます。

以上

調 停 申 立 書

2011年6月27日

高崎簡易裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士

崎 幸

当 事 者 の 表 示

〒370-

群馬県高崎市

申立人

井

哲

同所

申立人

井

陣

〒370-0073

群馬県高崎市

号

【送達場所】

崎 法 律 事 務 所

(TEL)

申立人ら代理人弁護士

崎

幸

〒370-

群馬県

相手方

同所

相手方

一般調停

調停事項の価額

金 40万9616円

ちょう用印紙額

金 2500円

申 立 の 趣 旨

申立人新井陣が、相手方に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認する。

との調停を求める。

紛 争 の 要 点

1 申立人らと相手方らとの間で、次の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲1）。

(1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃

(2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11

(3) 関係車両 申立人「井哲（以下「申立人哲」という。）が所有し、申立人「井陣（以下「申立人陣」という。）が運転する普通乗用自動車（以下「申立人車」という。）

相手方()という。)が所有し、相手方()という。)が運転する普通乗用自動車(以下「相手方車」という。)

(4) 事故の態様 申立人車が車線変更する際、相手方車と接触した。

2 当事者双方の損害

ア 申立人車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である(甲2, 3)。

イ 相手方車は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である(甲4, 5)。

3 本件事故の示談交渉の経緯、本件事故の過失割合

ア 本件事故は、上記のように、申立人車が車線変更しようとしたところ、相手方車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、相手方ら=30%、申立人ら=70%が相当である。そして、上記過失割合に基づき処理すると、相手方()は、申立人()に対して、 $25万0089円 \times 30\% = 7万5027円$ を賠償する義務を負い、申立人()は、相手方()に対して、 $15万3330円 \times 70\% = 10万7331円$ を賠償する義務を負い、双方の損害賠償請求権を対等額で相殺すると、申立人()は、相手方()に対して3万2304円の損害賠償債務を負うにすぎない。

イ これに対して、相手方()は、申立人ら()に対し、相手方車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をしている(甲6)。

4 以上のように、申立人らは、本件事故によって相手()に生じた損害について3万2304円の適正な賠償をするつもりであるが、相手方()が申立人らに44万1920円という不当かつ過大な請求を行い、当事者間での解決が困難な状況である。

5 よって、申立人()は、相手()に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認を求め、本申立をするものである。

証 拠 書 類

- | | |
|--------|--------------|
| 1 甲1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 甲2号証 | 写真(申立人車) |
| 3 甲3号証 | 修理費明細書(申立人車) |
| 4 甲4号証 | 写真(相手方車) |
| 5 甲5号証 | 見積書(相手方車) |
| 6 甲6号証 | 通知書(相手方雅夫作成) |

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 申立書副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各2通 |
| 3 委任状 | 2通 |

訴 状

2012年2月10日

高崎簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人
弁護士

崎 幸



当 事 者 の 表 示

〒100 - 0013

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

原告 日本興亜損害保険株式会社
上記代表者代表取締役 二 宮

〒370 - 0073

群馬県高崎市

号

【送達場所】 崎 法 律 事 務 所

(TEL)

原告訴訟代理人弁護士 崎 幸

〒370 -

群馬県
被告

求償金請求事件

訴訟物の価額 金 7万5027円

ちょう用印紙額 金 1000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 本件交通事故の発生

訴外 井陣(以下「訴外陣」という。)と被告との間で、次の交通事故(以下「本件交通事故」という。)が発生した。

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11
- (3) 関係車両 訴外 井哲(以下「訴外哲」という。)が所有し、訴外陣が運転する普通乗用自動車(以下「陣運転車」という。)
訴外 井哲が所有し、被告が運転する普通乗用自動車(以下「被告車」

という。)

(4) 事故の態様 陣運転車が車線変更する際、被告車と接触した。

2 訴外哲に生じた損害

本件交通事故により、陣運転車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である(甲1号証, 甲2号証)。

3 被告の責任

本件交通事故に関して、訴外陣にも過失は認められるものの、被告には、陣運転車の合図により陣運転車の進路変更を察知することが可能であったのに漫然進行したという前方不注視の過失が認められる。被告は、訴外哲に生じた損害のうち少なくとも3割を賠償する責任がある(民法709条)。

本件交通事故により訴外哲に生じた損害は、陣運転車の修理費用25万0089円であり、そのうち、被告には少なくとも7万5027円を賠償する責任がある。

4 損害賠償請求権の取得

訴外哲は、原告との間で、原告を保険者、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日までとして、車両保険金額150万円などを内容とする自動車保険契約を締結し、平成23年4月9日、原告は、車両保険金額として25万0089円を訴外哲に支払い(甲3号証)、7万5027円の範囲内で、被告に対する損害賠償請求権を取得した。

5 結論

よって、原告は、被告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

6 本件交通事故については、訴外 井陣と訴外 〇との間で、御庁で既に債務不存在確認請求事件(平成24年(ハ)第81号 債務不存在確認請求事件)が係属しているため、本件と併合してご審理願いたい。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 甲1号証 | 写真(陣運転車) |
| 2 | 甲2号証 | 修理費明細書(陣運転車) |
| 3 | 甲3号証 | 支払報告書 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 4 | 資格証明書(代表者事項証明書) | 1通 |



訴 状

2012年2月1日

高崎簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士

崎 幸



当 事 者 の 表 示

〒 370 -

群馬県高崎市

原告

井

陣

〒 370 -

群馬県高崎市

【送達場所】

崎 法 律 事 務 所

(TEL

)

原告訴訟代理人弁護士

崎 幸

〒 370

被告

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金 33万4589円

ちょう用印紙額 金 4000円

請 求 の 趣 旨

- 1 原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務は10万7331円を超えて存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 1 本件交通事故の発生
原告と被告との間で、別紙債権目録に記載した内容の交通事故が発生した（以下「本件交通事故」という。甲1号証）。
- 2 被告に生じた損害
本件交通事故により、被告が所有し、訴外 が運転していた車両（以下「被告車という。）は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である（甲2号証、甲3号証）。
- 3 被告からの過大な請求

これに対して、被告は、原告に対し、被告車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をしている(甲4号証の1~8)。

4 本件交通事故の過失割合

本件事故は、原告が運転していた車両が車線変更しようとしたところ、被告車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、原告=70%、訴外 = 30%が相当である。

本件事故において、被告に生じた損害は被告車の修理費用のみであり、上述の過失割合に基づき処理すると、原告は、被告に対して、10万7331円を賠償する義務を負うにすぎない。

5 結論

よって、原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務は10万7331円を超えて存在しないから、その旨の確認を求める。

証 拠 方 法

1	甲1号証	交通事故証明書
2	甲2号証	写真(被告車)
3	甲3号証	見積書(被告車)
4	甲4号証の1	通知書(2011年3月27日付・被告作成)
5	甲4号証の2	通知書(2011年4月2日付・被告作成)
6	甲4号証の3	通知書(2011年4月9日付・被告作成)
7	甲4号証の4	通知書(2011年4月17日付・被告作成)
8	甲4号証の5	通知書(2011年4月24日付・被告作成)
9	甲4号証の6	通知書(2011年5月8日付・被告作成)
10	甲4号証の7	通知書(2011年5月30日付・被告作成)
11	甲4号証の8	通知書(2012年1月4日付・被告作成)

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	訴訟委任状	1通

別紙

債 権 目 録

下記交通事故により，被告が原告に対して有する賠償請求権

(1) 発生場所 平成23年2月20日午後5時8分頃

(2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11

(3) 事故態様 原告が運転する普通乗用自動車（高崎330 800）が，車線変更する際，訴外 が運転する普通乗用自動車（高崎500 ）と接触した。

8. 自動車保険契約内容表 平成24年3月22日

自動車保険契約内容表 本日現在 携帯番号 TEL 027- 370- 印刷者: 日本興亜 ** 日興亜 ** H22.06 計上年月 H22.06 (9) カー-BOX H22.07.17 ~ H23.07.17 1年間 週末ID: CL221089 W08382516 増重時確認書番号 H24.03.22 16:53

Table with columns for insurance type (車両保険), coverage details (免責金額, 保険料), and policy information (契約期間, 引去開始年月).

Table with columns for personal information (氏名, 性別, 年齢), vehicle details (車名, 型式, 年式), and accident information (事故年月, 事故原因).

Table with columns for accident details (事故年月, 事故原因), medical expenses (入院, 通院), and repair costs (修理費用).

Table with columns for agent information (精算, 支店), policy status (契約有効), and other details (無責理由, 事故番号).

*のある項目は「指定日現在」及び「原契約」の内容にはなりません。 * 告知事項 ☆ 告知・通知事項 [社外秘] お客様情報が表示されていますので、取り扱いには十分ご注意ください。 AOC31L000100

自動車保険契約内容票

本日現在

計上年月 H22.06

** 日

契約者	〒370-0069 TEL 027-XXXX-XXXX 携帯番号		群馬県 高崎市		保険種類	(9) カーBOX	
	グンマケン タカサキ				保険期間	H22.07.17 ~ H23.07.17	
	住所				保険金額		
	氏名		井 哲		車両保険	150万円	
	生年月日		性別 男		長期	2年目	3年目
	契約者コード		所属		5年目	6年目	7年目
	算定会コード		社員		リース車両		
					事故諸費用	有	運搬納車費用
					財物損害		
					代車費用	種類	
ご契約のお車	車名	クラウンシエスタ	★初年度	H11.11	人身傷害	3,000万円 1事	
	★型式	UZS171	車検	H24.12.20	人身傷害一時金・搭乗者傷害	有	種類 1事
	仕様		排気量		死亡	一時金払	
	★登録番号	高崎 330-800			種類	医療2倍特約	
	★車台番号	UZS171-0004295	所有者区分		対人賠償	無制限	
	★用途車種	(110) 自家用普通乗用車			対物賠償	無制限	
	料率クラス	車 6 人 5 物 5 傷 6 賠			ファミリーバイク	無制限	
	付属機械		装置金額		受託貨物	無制限	
	★氏名	井 陣	関係		弁護士費用	300万円	
	★住所		同居の親族		買替時諸費用		
被保険者	★車両所有者	井 陣	所有権留保またはリース 報告無		被けん引自動車		
	年齢条件	(1) 年齢問わず補償			Web確認		
	★総付保台数	(0) ノンフリート	年齢変更予約の生年月日		家族傷害	死亡 7日間	入院 通院
	運転者限定	家族			日常生活賠償		
	★免許証の色	(1) グリーン	★個人・法人	個人	生活用動産		
	精算	ポルドロ	端数調整会社		ゴルファー	ホールインワン/賠償責任 用品	
	会社名	割合	会社名	割合	合計保険料	11,810円	年間保険料
					分割	初回 11,810円	2回目
					車対車+限定危険補償特約	初	
	条件等	精算	部支店	課支社	代理店(BN) 割合	弁護士費用補償特約	初
					異動保険料口座決済特約	訂	
					相手車全損超過修理費補償特約	人	
					安心更新サポート特約		
					運転者限定特約(家族型)	1	
振替日		回目	保険料	結果	不能理由	猶予延長	
* 6.27		01-12	14,750円	○			
* 5.26		01-11	14,750円	○			
異動日		変更届出日	変更確認書番号	異動事由	異動事由明細		
H22.12.24		H23.03.17	394475	(51) 変更増減(分割)	11, 15, 55, 78, 36, 32		

*のある項目は「指定日現在」及び「原契約」の内容にはなりません。

★：告知事項 ☆：告知・通知

1年間	
免責金額	保険料
0-10 万円	5,480 円
	車対車+限定危険
目	4年目
目	7年目
	係数
	190 円

故 890 円
ご契約のお車搭乗中

入院
通院

1,740 円
0 万円 3,380 円
超過修理 有

130 円

アルバトロス費用
傷害
141,720 円
11,810 円
口座振替特約
加保険料特約
正追加返還口座決済特約
身傷害諸費用補償特約

4等級 (割引55%)

当る場合この欄に表示されます。

入力日	計上月	備考
H23.04.04	H23.03	

証券番号 W08382546 増車時確認書番号

扱部課* (55-31) 群馬 高崎
代理店(出先(BN))* 株式会社 1163611(001)

申込日 H22.06.26 証券作成日 直送 H22.07.01
領収証番号 領収日 自己特定 他

引去開始年月	精算基準*
自動回目調整基準*	初回保険料
保険料負担区分*	

成績 部支店* 課支社* 割合(%)*

メモ
取扱担当者 / 営業所 代理店担当社員
職業

払込方法 (51) 1 2 回払・口座
払込日 26 日

★1年内解除 空港内使用
☆特殊告知 積特保険料
中途返れい金
満返充当
旧契約 旧契約証券番号
等級継承特約等 契約時TEL募集 有

既契約
口座情報
金融機関 (0128) 群馬銀行
支店 (123) 高崎東支店
預金種類 (1) 普通預金 口座番号 078
名義人 イジソ

前 ★保険会社 (15) 日本興亜 ★証券番号 W04259385
契約 ★等級 13
☆対人 0 件 ☆据置 0 件 ☆その他 0 件 ☆等プロ

設定・抹消	種類	順位	区分	効力	集中
債権者					
BN					

他 会社名
契約

自賠償会社名 証明書番号
契約正誤報告*
移管年月*
移管前代理店*
満期時移管*

無責理由

事故日	事故番号	備考
H23.02.20	26946671	未完

甲第 5 号証

平成24年7月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 竹内

平成24年(イ)第128号 損害賠償反訴請求事件 (甲事件)

平成24年(イ)第108号 求償金請求事件 (乙事件)

口頭弁論終結日 平成24年6月20日

判 決

群馬県

甲 事 件 反 訴 原 告

群馬県

乙 事 件 被 告

群馬県高崎市飯塚町221

甲 事 件 反 訴 被 告

井

陣

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

乙 事 件 原 告

日本興亜損害保険株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

二 宮

上記2名訴訟代理人弁護士

崎 幸

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

岸 小

主 文

- 1 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、12万2664円を支払え。
- 2 甲事件反訴原告のその余の請求を棄却する。
- 3 乙事件被告は、乙事件原告に対し、5万0017円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 乙事件原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、甲事件に生じた費用はこれを4分し、その3を甲事件反訴原告の、その余を甲事件反訴被告の負担とし、乙事件に生じた費用はこれを5分し、その2を乙事件原告の、その余を乙事件被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 甲事件

- (1) 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、44万1920円を支払え。
- (2) 訴訟費用は甲事件反訴被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

2 乙事件

- (1) 乙事件被告は、乙事件原告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は乙事件被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

第2 事案の概要

- 1 乙事件被告運転の乗用自動車（以下「車両」という。）と甲事件反訴被告運転の乗用自動車（以下「井車両」という。）が衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

甲事件は、車両の所有者である甲事件反訴原告が、甲事件反訴被告に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、本件事故により発生したと主張する損害44万1920円の支払を求めた事案である。

乙事件は、訴外井哲（以下「訴外哲」という。）との間で自動車保険契約を締結していた乙事件原告が、同保険契約に基づき、甲事件反訴被告に対して車両保険金として25万0089円を支払ったところ、乙事件原告が、乙事件被告に対し、保険代位に基づく請求として、本件事故における甲事件反訴被告の過失割合の範囲内の7万5027円及びこれに対する保険金支払日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、甲事件の本訴（平成24年(イ)第81号債務不存在確認請求事件）は訴

えの取下げにより終了した。

2 前提事実（当事者間に争いが無い事実又は文章末尾に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 本件事故の発生（甲1）

ア 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ

イ 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線前橋安中富岡線 棟高東交差点付近（以下、この交差点を「本件交差点」といい、本件事故のあった群馬県道10号線を「本件道路」という。）なお、本件事故現場付近の概要は、別紙図面のとおりである。

ウ 車両 小型乗用自動車（高崎500 ）（乙4）

エ 同所有者 甲事件反訴原告（乙4）

オ 同運転者 乙事件被告

カ 車両 普通乗用自動車（高崎330 800）（乙1）

キ 同所有者 甲事件反訴被告（乙1）

ク 同運転者 甲事件反訴被告

ケ 事故態様 西方面から東方面に通じる本件道路の2車線のうちの右折専用の第2車線（以下「第2車線」という。）において、第2車線を西方から東方に向けて走行していた乙事件被告が運転する 車両と第1車線（以下「第1車線」という。）から第2車線に車線変更をした甲事件反訴被告が運転する 車両が衝突した。

(2) 訴外哲と乙事件原告は、平成22年6月26日ころ、乙事件原告を保険者とし、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日まで、車両保険金額を150万円とするなどの内容の自動車保険契約を締結した（甲5, 8）。

(3) 本件事故により 井車両が損壊し、平成23年4月9日、乙事件原告は、甲事件反訴被告に対し、上記自動車保険契約に基づき修理代金として車両保険金25万0089円を支払った（甲5ないし8、弁論の全趣旨）。

(4) 本件事故により 車両が損壊し、修理代金15万3330円が生じた。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件事故の事故態様及び甲事件反訴被告と乙事件被告の過失割合

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

本件事故は、本件事故現場の右折専用車線を徐行で進行していた 車両に、 井車両が第1車線から右折専用車線に発進し、 田車両に追突して生じたものであるから、本件事故発生についての過失責任は、乙事件被告にはなく、甲事件反訴被告のみにある。

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

本件事故は、甲事件反訴被告（ 井車両）が車線変更をしようとしたところ、乙事件被告が運転する 車両に衝突したものであり、本件事故の過失割合は、控え目に検討しても、甲事件反訴被告70パーセント対乙事件被告30パーセントとするのが相当である。

(2) 甲事件反訴原告の損害

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

甲事件反訴原告の損害は、次のとおり、合計44万1920円である。

ア 車両修理費用 15万3330円

イ 代替車両使用料 7万5600円

ウ 内容証明他費用 3万2990円

エ 損失費用 18万0000円

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

ア 車両修理費用については認める。

イ 代替車両使用料は否認する。乙第5号証の6は 作成したもので証

抛価値はない。

ウ 内容証明他費用は否認する。そもそも請求できる損害項目ではない。

エ 損失費用は否認する。どのような法律構成によるものか不明である。

(3) 甲事件反訴被告の損害

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

井車両修理費用 25万0089円

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

井車両修理費用のうち、右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールの各損傷は本件事故による損壊ではないから、その分の修理費用10万0100円は、本件事故による損害ではない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（甲1ないし3、5ないし10、乙1ないし4（枝番号を含む）、5の1、5の5、5の6、7の5、8の3ないし5、9ないし13（枝番号を含む）、14の1、14の5、14の6、16の5、17の3ないし5、20ないし23（枝番号を含む）、25）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件道路は1車線の道路であるが、本件交差点の西側手前で、同交差点を右折する車両専用第2車線が設けられ、誘導線があつて分岐し、2車線に増車線されている。本件交差点の南西側路外にはコンビニエンスストアがある。

(2) 本件事故前、井車両は、本件道路の第1車線を三ツ寺町方面から菅谷町方面に向けて走行し、本件交差点の進行方向の信号機が赤色を示し、井車両の前を走行していた前車数台が停車したため、井車両も停車した。

その後、甲事件反訴被告は、本件交差点右手前の路外にあるコンビニエンスストアに立ち寄ろうと考え、第1車線から第2車線に進路を変更し、更に右折して、そのコンビニエンスストアの駐車場に入ろうと考えていた。

前車に続き停車後、甲事件反訴被告は、井車両の方向指示器で右折の合図を出し、ハンドルを右に切って右側車線の第2車線に右斜めの角度で進入した。

他方、車両は、福島町方面に行くため本件交差点を右折する予定であり、本件道路が1車線から右折専用の第2車線に分岐する誘導線に従って第2車線に進入し、その付近で、本件交差点の信号機が赤色を示したため、減速して徐行程度まで速度を落とし、その後、停止線付近まで進行しようとしていた。

- (3) 本件事故は、上記第2車線の分岐したところから4車両分くらい（おおよそ15ないし20メートル程度）本件交差点側に進んだ地点で、徐行程度の速度で本件交差点手前の第2車線の停止線付近まで進行しようとしていた

車両の左後部角と、第1車線で前車に続き停車していたところを、路外施設に進入するため第1車線から第2車線に進路変更をした上で右折しようとした井車両の右前部角とが衝突したものである。なお、この本件事故の地点は、第1車線と第2車線の車線変更は禁止されている区間ではなかった。

本件事故により、井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールも損傷した。

- (4) 上記認定に反する甲第10号証、乙第20号証及び第21号証（枝番号を含む）の各陳述書の一部は採用できない。

- 2 上記認定の事実にかんがみれば、甲事件反訴被告について、前後方及び右方の安全確認を怠って右方に進路をとって進行し始めた過失があることは明らかであり、他方、乙事件被告についても、左方や左方前方の安全確認を怠って進行した過失があったというべきである。

以上のとおり、本件事故について乙事件被告、甲事件反訴被告共に過失があったものであるが、それに加え、本件事故が、新井車両が前方の信号に従い停車していて右にハンドルを切って発進した直後に発生していることから、井車

両の本件事故時の速度はそれほど高速でないと認められること、上記認定のとおり、
車両が徐行程度の速度で進行していたこと、本件事故の衝突部位が
車両の左後部角と 井車両右前部角であること、甲事件反訴被告が右折の
方向指示器を出したのが、 井車両が信号停車した後であると認められること
に照らすと、甲事件反訴被告は右折しようとする地点から30メートル手前の
地点で方向指示器による合図を出したとは認められないこと（道路交通法53
条1項、2項、同法施行令21条参照）、甲事件反訴被告は、右折の方向指示
器を出してすぐに第2車線に進入したと認められること、そのような方向指示
器の出した時期にかんがみると、乙事件被告が 井車両の方向指示器の認識を
怠った過失の程度は減じられ、他方、甲事件反訴被告の過失の程度は増すと考
えられ、これらの事情に照らすと、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は
20対80と認めるのが相当である。

この点、甲事件反訴原告及び乙事件被告は、本件事故は追突事故であるから、
乙事件被告（ 車両側）に過失はない旨主張するが、前記認定のとおり、本
件事故の発生場所は、車線変更が特段禁止されている場所ではないことからす
ると、第1車線から第2車線に進路変更する車両が存在する可能性は十分あり、
また、第2車線を進行してきた乙事件被告は、その存在を認識することも可能
であったと認められ、追突車両のみが基本的に過失があると認められる追突事
故の形態とは異なるといえ、上記の点で乙事件被告の過失があるといわざるを
得ないから、上記甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張は採用することはでき
ない。

3 以上によれば、本件事故による損害等は次のとおりになる。

(1) 甲事件反訴原告の損害について

ア 前記前提事実のとおり、 車両の車両修理費用として15万3330
円の損害が生じたと認められる。

イ 次に、代替車両使用料7万5600円については、本件事故による代車

の必要性・相当性について、これを認めるに足りる証拠はない。

ウ 内容証明他費用3万2990円については、交渉、連絡のための通信費にすぎないから、本件事故による損害とは認められない。

エ 損失費用18万円については、これを本件事故による損害と認めるに足りる証拠はない。

オ そうすると、結局、本件事故による甲事件反訴原告の損害は、15万3330円と認められる。

そして、車両を運転していた乙事件被告の過失割合は、前記認定のとおり20パーセントであるから、過失相殺後の損害額は、12万2664円である。

以上から、甲事件反訴原告の損害額は、12万2664円と認められる。

(2) 乙事件原告の請求について

前記前提事実及び前記1で認定した事実によれば、乙事件原告が、平成23年4月9日、甲事件反訴被告に対し、本件事故により破損した井車両の修理費25万0089円を支払ったこと（なお、前記認定のとおり、本件事故は、車両の左後部角と新井車両の右前部角とが衝突したものであり、本件事故により、新井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールが損傷することも、上記衝突部位に照らして何ら不自然ではなく、同損傷も本件事故による損傷と認められる。）、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は20対80であることが認められる。

したがって、乙事件原告は、保険代位により、車両修理費25万0089円から甲事件反訴被告の過失割合80パーセントを減じた5万0017円（円未満切捨て）及びこれに対する保険金支払日の翌日である平成23年4月10日から支払済みまでの遅延損害金を請求できることになる。

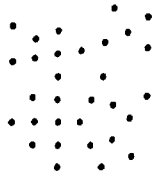
第4 結論

以上の次第で、甲事件反訴原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから

これを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却し、乙事件原告の請求は主文第3項の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

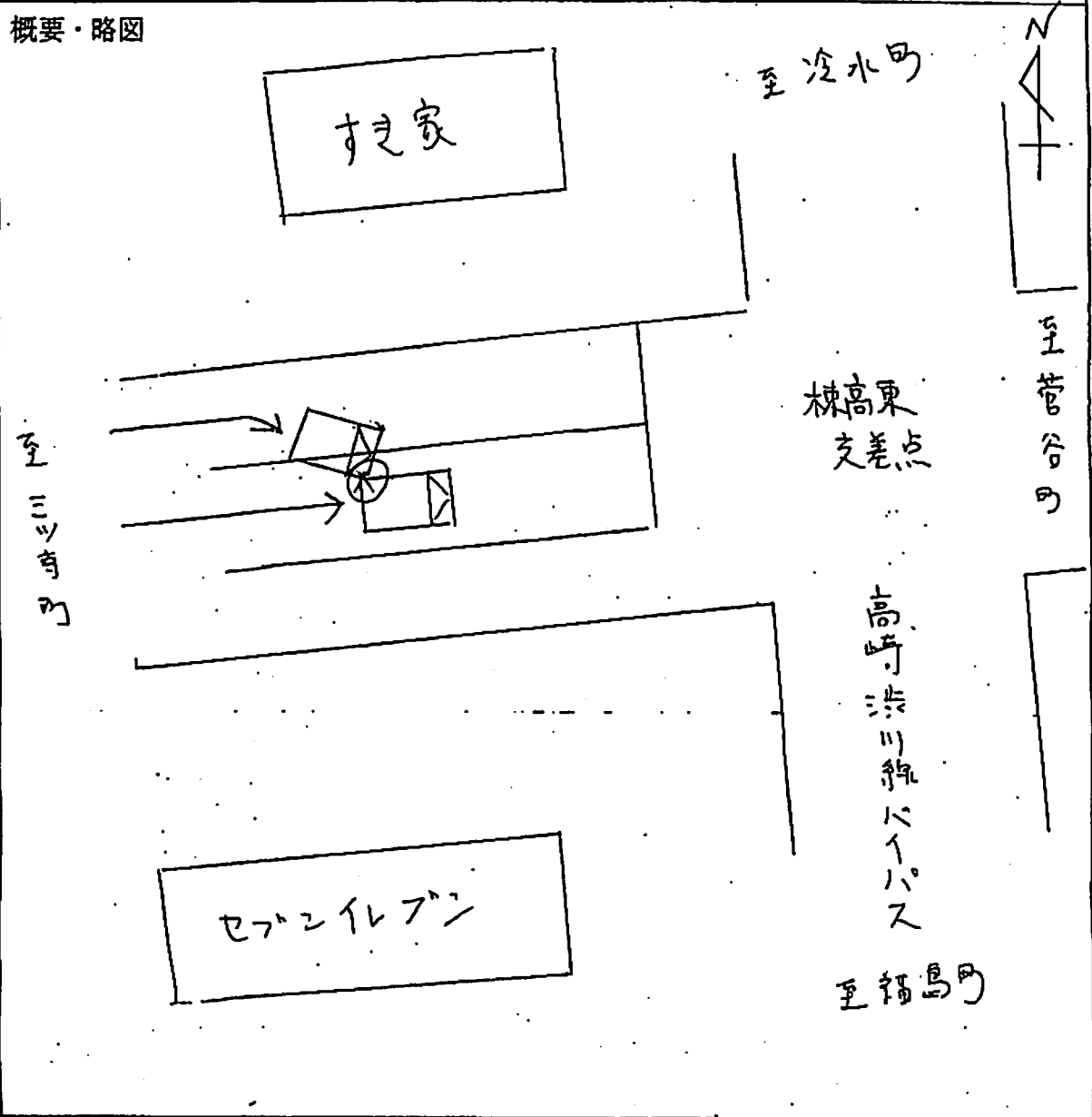
高崎簡易裁判所

裁判官 神 田



関係距離	—	m	—	m	関係距離	<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 駐車禁止	<input type="checkbox"/> 一方通行
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> はみ出し禁止	<input type="checkbox"/> 速度制限 (キロ)	
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 警笛鳴らせ	<input type="checkbox"/> 徐行	<input type="checkbox"/> 信号機
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 指定方向外進行禁止 (可)		
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 車両進入禁止	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> なし		

概要・略図



道路形状	交付近	路面状態	乾燥
昼夜別	昼	所管区	群馬交番
事故証明	[Redacted]		
	第一当事者	第二当事者	
国籍			
用途別	自家用・代行車以外		自家用・代行車以外
法令違反	[Redacted]		[Redacted]

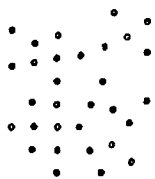
行政処分 平成 年 月 日 送付 第一当事者 第二当事者

これは正本である。

平成24年7月18日

高崎簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 竹 内



様
様

ご 通 知

2012年8月13日

〒370-

群馬県高崎市

崎 法 律 事 務 所

(TEL)

井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士 崎 幸

弁護士 小



謹啓 高崎簡易裁判所平成24年(ハ)128号損害賠償請求事件, 平成24年(ハ)第108号求賞金請求事件の件で, ご通知いたします。

平成24年8月4日, 上記裁判の判決が確定しました。

したがって, 判決に従い, 殿は, 日本興亜損害保険株式会社に対し, 5万0017円及びこれに平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた額を支払う義務があり, また, 井は, 殿に対し, 12万2664円を支払う義務があります。

そこで, 双方の債務を相殺処理し, 12万2664円から, 5万0017円に判決言い渡し日(7月18日)までの遅延損害金3184円を加えた額を控除した金額6万9463円を, 当方が 殿にお支払いすることで処理させていただきたいと考えておりますが, いかがでしょうか。

もし, 上記処理にご同意いただけるようでしたら, 別紙振込口座指定書にご記入の上, ご返送くださいますようお願い致します。

以上, よろしくお願い申し上げます。

敬具